

R-JIP2026 における主な改定と注意点

1. CT、推計期間、付加価値

1.1. コントロール・トータルおよび推計期間

R-JIP2026 はコントロール・トータル (CT) を JIP2026 に更新した。JIP2026 は 2015 年基準「国民経済計算」に基づいているため、2020 年基準改定 (ソフトウェア投資の大幅な上方修正、不動産・住宅関連サービスの把握改善等) による名目 GDP の上方改定 (2020 年で 2.7% のプラス) を反映していない。

推計期間は 2010 年から 2022 年までとした。R-JIP2021 との接続処理はしていないため、R-JIP2021 と重複する期間において R-JIP2021 と R-JIP2026 の各系列は一致していない点には注意が必要である。

1.2. 付加価値の都道府県別・産業別按分

付加価値 CT の都道府県別・産業別按分には、「県民経済計算 (平成 23 年度 - 令和 4 年度) (2008SNA、平成 27 年基準計数)」における付加価値を用いた。なお、2010 年は期間外であるが、「国勢調査」の調査年であることを踏まえ、「県民経済計算 (平成 23 年度 - 令和 3 年度) (2008SNA、平成 27 年基準計数)」から 2010 年から 2011 年にかけての変化率を算出し、この変化率に基づいて遡及推計した。

製造業各部門について、R-JIP2021 までは「工業統計調査」および「経済構造実態調査」を用いて欠損値が生じないように独自推計を行っていた。一方、R-JIP2026 では「県民経済計算」における付加価値が 0 である場合には当該値をそのまま採用し、秘匿値の場合に限って推計対象とした。あわせて、資本および労働の推計においても、付加価値の欠損・秘匿状況と整合するよう調整した。

2. 資本推計

2.1. 基本方針

投資フローの推計方法を大きく変更した産業と変更の概要は以下のとおりである。なお、ベンチマーク・ストックについては、一部の産業を除き、R-JIP2021 における都道府県別・産業別ストックシェアに基づいて再推計した。

2.2. 産業別の変更点

2.2.1. R-JIP23 通信・放送業

従来利用していた「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」は、音声通信量を主たる按分指標とするため、通信・放送業全体の資本形成を把握する指標としては範囲が限定的であった。R-JIP2026 では、より包括的な指標として、「建設工事施工統計調査」における電気通信工事業の完成工事高を利用した。

2.2.2. R-JIP24 情報サービス・映像音声文字情報制作業

「特定サービス産業実態調査」の利用が困難となったことを踏まえ、以下の手順により投資フローを推計した。

- ・平成24年、平成28年および令和3年における経済センサス活動調査の企業に関する集計結果（企業産業中分類×都道府県別設備投資額）を推計のベースとする。単独事業所企業については当該データを直接利用し、複数事業所企業については、事業所に関する集計結果（産業中分類×都道府県×本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数）を用いて、設備投資額を支所・支社・支店が所在する都道府県に按分する。

- ・各時点・各都道府県について、有形固定資産投資額を付加価値で除した比率を算出し、線形補間・外挿により年次系列を作成する。

- ・推計済みの付加価値に上記の比率を乗じ、全期間の投資系列を推計する。

2.2.3. R-JIP25 金融・保険業、R-JIP26 不動産業

R-JIP2021では「法人土地・建物調査」と「建築統計年報」を併用していたが、これはR-JIP2021の推計期間の一部において「建築統計年報」では金融・保険業、不動産業のデータが得られない、ということが原因であった。R-JIP2026の推計期間においてはそのような問題が生じないため「建築統計年報」のみを用いて推計する。

2.2.4. R-JIP27 専門・科学技術、業務支援サービス業、R-JIP31 その他のサービス

「特定サービス産業実態調査」の継続的な利用が困難となり、かつ適切な代替統計が確認できないため、「建築統計年報」におけるその他のサービス業用床面積を、推計済みのR-JIP27およびR-JIP31の付加価値に基づいて按分した。そのうえで、それぞれの産業について得られた都道府県別シェアによりCTを按分した。

2.2.5. R-JIP29 教育

従来の推計方法は複数の複雑な工程を要していたが、R-JIP2026では推計作業を簡素化し、「建設総合統計年度報」表14（建築主別・用途別）における「学校」を用いて投資フローの按分比率を作成した。

2.2.6. R-JIP30 保健衛生・社会事業

従来の推計方法は複数の工程を要していたが、R-JIP2026では推計作業を簡素化し、「建築統計年報」における医療・福祉用床面積を用いて投資フローの按分比率を作成した。

3. 労働投入及び資格差指数

3.1. 就業者数

R-JIP2026では、就業者数をフルタイム雇用者、パートタイム雇用者、自営業主・家族従業者に区分し、都道府県別・産業別の年次系列として推計した。

従来、就業者数については、製造業のみ年次系列を作成し、非製造業については国勢調査から作成した各産業の都道府県別シェアを線形補間・補外推計したうえでCTに乗じる方法を採用していた。R-JIP2026では、2010年以降の「毎月勤労統計地方調査」を都道府県別に収集し、R-JIP産業分類に対応するよう常用雇用指数、労働者数およびパートタイム比率を整備した。これにより、フルタイム雇用者およびパートタイム雇用者を都道府県別・産業別の年次系列として推計した。

ただし、「毎月勤労統計地方調査」の調査対象外となる産業ならびに自営業主・家族従業者については、従来と同様に、「国勢調査」に基づく線形補間・補外推計、「地方公共団体定員管理調査」や「雇用保険事業年報」を用いている。

3.2. 労働コストおよび総労働時間

「毎月勤労統計地方調査」については、雇用者数だけではなく現金給与総額および労働時間も整備した。このため、労働コストおよび総労働時間についても、フルタイム雇用者、パートタイム雇用者、自営業主・家族従業者別に年次系列を推計した。

3.3. 属性構成および労働の質格差指数

従業上の地位および雇用形態以外の属性構成、すなわち性、年齢および学歴については、従来と同様に「国勢調査」（従業地ベース）に基づく線形補間・補外推計を用いている。

労働の質格差指数については、これまで「国勢調査」の調査年に限定して推計していたが、R-JIP2026では従業上の地位および雇用形態別の年次系列が利用可能となったことを踏まえ、同指数を毎年次推計することとした。

4. 注意点

2021-2022年の労働の質指数（格差指数、成長会計用指数とも）を利用する際には注意が必要である。第3節で述べたように従業上の地位および雇用形態別の属性構成は毎年変化するが、それ以外の属性構成は令和2年「国勢調査」に基づく値で固定して推計しているため、2021-2022年の労働の質指数は他の年次と比較することが困難である。

よって、2021-2022年の労働の質指数とそれを利用した格差分析、成長会計の結果は参考としての利用に留めるべきである。